

令和6年度(2024年度) 指導監査結果通知書

1. 監査実施年月日	令和7年(2025年)1月8日	3. 改善結果報告書 提出期限	-
2. 監査結果通知日	令和7年(2025年)3月7日		
4. 法人・施設種別	法人		
5. 法人名	明徳会		

指摘事項	
【文書指摘事項】	なし
【口頭指摘事項】	<ul style="list-style-type: none">・ <資産の総額に関する登記について> 令和5年度末(令和6年3月31日)現在の、資産の総額に関する登記が7月5日であった。資産の総額に関しては、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内(6月末まで)に変更の登記をすること。 (社会福祉法第29条、組合等登記令第2条第2項第6号及び同別表、組合等登記令第3条第3項)

※口頭指摘事項については、次回監査で確認しますので、改善結果報告書の提出は必要ありません。

令和6年度(2024年度) 指導監査結果通知書

1. 監査実施年月日	令和7年(2025年)1月8日	3. 改善結果報告書	-
2. 監査結果通知日	令和7年(2025年)3月7日	提出期限	
4. 法人・施設種別	障害者支援施設		
5. 施設名	チャレンジめいとくの里		
6. 経営主体	明徳会		

指摘事項

【文書指摘事項】

なし

【口頭指摘事項】

・ <運営規程について>

運営規程第40条に規定する「利用者から受領する費用の額」のうち、「その他の日常生活費」については、対象となる便宜及びその額の定めに不足する項目（創作的活動及びクラブ活動代、生産活動代、移送・付添いサービス代）があるため追加し、運営規程の変更を熊本市障がい福祉課に届出ること。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第6条、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて）

・ <契約書の作成について>

契約金額が100万円を超える契約を行う場合においては、契約書を作成すること。

（社会福祉法人明徳会経理規程第77条第1項）

※口頭指摘事項については、次回監査で確認しますので、改善結果報告書の提出は必要ありません。